

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和5年2月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20230214	株式会社 ヒカリ総合交通 (法人番号 2400001008108) 代表者鹿糠光男	岩手県久慈市 小久慈町第36地割 25番地39	本社営業所	岩手県久慈市 小久慈町第36地割 25番地39	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項、道路運送車両法第52条	令和4年9月15日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)重傷事故を惹起した運転者に対する指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)重傷事故を惹起した運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)整備管理者の選任(解任)の未届出違反(運輸規則第45条及び道路運送車両法第52条)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。